

Taoka & Sato

あなたに寄り添う弁護士でありたい

田岡·佐藤法律事務所



あなたに寄り添う弁護士でありたい 田岡・佐藤法律事務所

> 香川県弁護士会所属 弁護士 田岡直博・佐藤倫子



〒763-0034 香川県丸亀市大手町二丁目4番24号 大手町ビル7階

6 0877-85-7742 FAX 0877-85-7743 URL http://taokalaw.jp





田岡・佐藤法律事務所は高松地方裁判所丸亀支部・観音寺支部管内をサポートしますの

田岡・佐藤法律事務所は、高松地方裁判所丸亀支部 [丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町、善通寺市、琴平町、まんのう町] と、観音寺支部 [観音寺市、三豊市] にお住まいの皆様のご相談を承っております。もちろん、エリア外の方でも、遠慮なくお問い合わせください。



「あなたに寄り添う弁護士でありたい」、それが私たちの思いです。

私たちは、岩手県の公設法律事務所に 赴任した経験があります。そこで感じ たのは、どんなに良い法律があっても、 それを現実に使うことができなければ、 恩恵を受けられないということです。 法律を使わなくても公正な解決がなさ れるならば、それに越したことはあり ません。しかし、現実はそうなってい ません。そのために、法律があります。 私たちは、弱い人の力になり、小さな 声をすくいあげ、ひとりひとりが尊重 される公正な社会を実現していくため に働きたいと考えています。



田岡・佐藤法律事務所は香川県丸亀市の法律事務所でする



誠実・丁寧な仕事を 心がけていますの

私たちは弁護士は相談者の悩みに寄り添 い、ともに問題を解決していく同伴者だ と考えています。どんな時でも、誠実・ 丁寧な仕事を心がけています。



あなたの思いを尊重しますの

一人で悩まずに、まずはご相談ください。 私たちは、あなたの思いを尊重します。 どうすれば、うまく問題が解決できるか、 一緒に考えて行きましょう。



地域に根ざした 法律事務所を目指しますの

私たちは香川県丸亀市の法律事務所です。 地域の方々に顔の見える仕事をします。 地域の企業や関係機関と連携して、社会 貢献活動にも積極的に取り組みます。



東京と岩手県宮古市でさまざまな事件を経験の 若手の育成にも力を入れています。

私は香川県三豊市(旧高瀬町)の生まれで、高 校卒業までの18年間を香川で過ごしました。

弁護士になってからは、東京で勤務したのち、 岩手県宮古市のひまわり基金法律事務所の所長に 就任しました。宮古では、医療事故、企業倒産な どの専門的な事件から、借金、離婚、相続、成年



後見、消費者被害、賃貸借などの生活に身近なト ラブルまで、さまざまな事件を経験しました。

東京に戻ってきてからは、企業や役員の方から 事業に関するご相談を受けることも多いですが、 交通事故、労働事件などの市民事件、行政事件も 取り扱っています。現在はとくに裁判員裁判を含 む刑事事件に力を入れています。

また、若手弁護士の指導に積極的に取り組んで おり、弁護士会が実施している裁判員裁判の研修 のほか、日本司法支援センター(法テラス)の民 事実務の研修を2007年から担当しています。

地元香川の皆様のお役に立つことができれば、 これほどうれしいことはありません。どんなこと でも構いませんので、お気軽にご相談ください。



さまざまな種類の事件の経験と一児の母親としての根点の 女性のお悩みにも寄り添います。

私は重度の障がい(脳性麻痺とダウン症)をも つ弟との日々の暮らしの中、社会的に弱い立場に ある人を助ける仕事がしたいと思い、弁護士を志 しました。これまでには、離婚、相続、交通事故、

不動産、借金、消費者 被害、労働、建築紛争、 医療事故などの各種民 事事件、裁判員裁判を 含む刑事事件や少年事 件、破産管財人や相続 財産管理人など裁判所 からご依頼を受ける事 件等、さまざまな種類

の事件を取り扱わせていただきました。

また、性犯罪被害、ドメスティック・バイオレ ンス(DV)、セクシュアル・ハラスメントなど、 女性のご相談にも多く携わってきました。現在は、 内閣府男女共同参画連携会議議員、日本弁護士連 合会男女共同参画推進本部事務局次長などとして、 日弁連内外の男女共同参画推進に積極的に取り組 んでいます。一児の母親として、女性のお悩みに も寄り添うことができたらと思っております。

ご本人が「こんなこと、弁護士に相談してもい いのかな?」とお思いになることでも、実際には 大きな法律問題や人権侵害をふくむことがありま す。ぜひ、お気軽にご相談ください。



新埼玉法律事務所 入所 (埼玉弁護士会) 花北ひまわり基金法律事務所 所長 (岩手弁護士会) 09年 桜丘法律事務所 入所 (第二東京弁護士会)

◆お子様連れでもゆっくりご相談できるようにキッズスペースを設けました。